

2019年11月

日本卵子学会認定  
生殖補助医療胚培養士 更新凍結者(凍結期間2年以上3年未満)各位

一般社団法人日本卵子学会  
生殖補助医療胚培養士認定委員会  
委員長 寺田 幸弘  
副委員長 木村 直子

## 2020年度生殖補助医療胚培養士資格認定制度 資格更新審査のお知らせ

謹啓

貴殿におかれましては、益々ご健勝にて胚培養士業務に精進されていることと拝察申し上げます。  
2年以上3年未満の凍結期間を申請され、2020年度更新審査対象となられる方へお知らせいたします。  
2020年度生殖補助医療胚培養士資格更新審査は下記要領にて実施いたします。審査要項をご確認の上、  
受付期間内に資格更新の手続きをいただきますようご案内申し上げます。  
\*2020年度申請時の審査会場は、2019年度と異なります。ご注意ください。

謹白

記

審査期日：2020年4月19日(日)

審査会場：TFTビル東館9階  
東京都江東区有明3-6-11 Tel. 03-5530-1111(代表)

申請資格：要項参照

受付期間：**2020年1月14日(火)～1月31日(金) (期間厳守)**

- ・学会ホームページ上の「電子申請フォーム」により申請書を作成の上(2019年12月20日(金)から入力可能)、必ず印刷し、書類一式を送付下さい。
- ・申請書類の受付後、メールで「申請書類受付」のご連絡をいたします。
- ・受付期間内に申請が確認できない場合は、更新されないものとみなされますのでご注意ください。

書類送付先：〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル  
(株)毎日学術フォーラム内 日本卵子学会 宛  
・「胚培養士資格更新(凍結あり)申請書類 在中」と朱記して下さい。

審査費用：資格更新審査料1万円 + 講習会受講料1万円の計2万円

- ・申請書類の不備あるいは要件を満たしていないなどの理由により、申請不受理となった場合においても、書類審査料として1万円を申し受けます。
- ・講習会の受講は、「電子申請フォーム」からお申込の上、更新審査費用に受講費用も併せて、お振込み下さい。

振込期間：**2020年2月1日(金)～2月15日(金) (期間厳守)**

- ・メールでの「申請書類受付」のご連絡を確認後、お振込み下さい。

振込口座： ゆうちょ銀行〇一九(ゼロイチキョウ)店  
当座 0790520  
加入者名：一般社団法人 日本卵子学会

講習会内容： 1 時限 (9:00～9:40) 卵子・精子の形成と成熟、排卵のメカニズムなど  
2 時限 (9:50～10:30) 受精及び胚発生と着床など  
3 時限 (10:40～11:20) 培養室管理・設備・器具培養の実際、培養液など  
4 時限 (11:30～12:10) 精子調整法、顕微授精法など  
昼食 (12:10～13:00)  
5 時限 (13:00～14:00) 生殖補助医療と倫理  
6 時限 (14:10～14:50) 胚のクオリティ・凍結保存など  
基礎系筆記試験 (15:05～16:05) 基礎系問題 40 問  
臨床系筆記試験 (16:20～17:30) 臨床系・倫理問題 60 問  
\*更新者は、筆記試験は行いません。

審査方法： 書類審査  
・2020年4月18日(土)の資格認定講習会の受講が必須となります。

審査発表： 2020年5月23日(土)  
・第61回日本卵子学会学術集会にて審査発表を行います。  
また、ホームページ上および日本卵子学会誌37巻2号の誌上において、合格者(認定番号および氏名)を公表いたします。

問い合わせ先： 日本卵子学会事務局 E-mail : maf-jsor@mynavi.jp  
・事務局では、申請資格の有無について、個別に回答は致しかねます。審査要項をご確認の上、ご判断を頂きますようお願いいたします。

## 日本卵子学会認定生殖補助医療胚培養士資格更新審査要項

### < 申請資格 >

生殖補助医療胚培養士の資格更新申請ができる者は、下記の(1)～(5)の条件を満たす者とする。

- (1) 日本卵子学会の会員であり、会費を全納している者。
- (2) 日本産科婦人科学会の登録施設において、生殖補助医療胚培養士資格取得後5ヵ年継続して生殖補助医療業務に携わっている者。資格取得後5ヵ年に転職や休職等により業務に携わらない期間が生じた場合は、更新凍結の対象となる。(※1 及びホームページの「資格制度に関する細則」を参照)
- (3) 本学会学術集会に最近5ヵ年以内に2回以上参加していること。ただし、2018年度の規則改正に伴う暫定措置(2022年度までの予定)として、「生殖補助医療胚培養士更新審査申請」において、「生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則第8条(3) 本学会学術集会に最近5ヵ年以内に2回以上参加していること」を満たさない場合、「本学会学術集会を他の関連する学会大会で補填できる」とする。関連する学会とは規則第12条で規定される学会とする。
- (4) 本学会学術集会、本学会主催講習会(胚培養士セミナーを含む)あるいは関連する学会大会に最近5ヵ年以内に5回以上参加している者。

関連学会とは日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本泌尿器科学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本アンドロロジー学会、日本 IVF 学会、国際生殖医学会 (IFFS)、アメリカ生殖医学会 (ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会 (ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会 (ASPIRE) の本大会を指す。なお、上記学会の地方部会で本人が筆頭で口頭発表した場合、または学会誌・関連学会誌あるいは国際的な関連雑誌に筆頭で論文を発表した場合は、本学会及び関連する学会に参加した回数に加えることができる。(※2を参照)

- (5) 生殖補助医療胚培養士認定後あるいは更新後に、少なくとも1回は本学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること。

#### < 申請書類 >

- (1) 資格更新審査申込書(電子申請フォームにより作成したものを印刷して申請)
- (2) 履歴書(A4判・写真貼付)
- (3) 生殖補助医療胚培養士認定証のコピー
- (4) 生殖補助医療臨床実務経験証明書  
所属する登録施設において、生殖補助医療胚培養士資格取得後5ヵ年継続して生殖補助医療に携わっていることを証明する実施責任医師による証明書。所属変更があった場合は、前所属先の証明書も提出のこと。
- (5) 日本産科婦人科学会見解に基づく諸登録申請受理通知書のコピー(サンプル参照)  
所属する施設が、体外受精・胚移植の臨床実施、ヒト胚及び卵子の凍結保存と移植、顕微授精の臨床実施に関する登録施設であることを証明するもの(申請時において最新の証明書を提出のこと)。所属変更があった場合は、前所属先の証明書も提出のこと。
- (6) 本学会学術集会、本学会主催講習会(胚培養士セミナーを含む)あるいは関連する学会大会に最近5ヵ年に5回以上の参加を証明する氏名・所属が記載されている参加章のコピー  
参加回数に地方部会での口頭発表及び論文発表を加える場合は、発表した学会の名称が分かる講演要旨集のコピーあるいは発表した論文の別刷を添付のこと。
- (7) 学会の主催する「倫理」に該当する講習の受講証明書のコピー(2020年4月18日(土)に開催される倫理講習会の受講証明書でも可)
- (8) 返信用葉書(表面に住所・氏名を記載したもの)
- (9) 業績目録(業績のある者)  
論文・学会発表の順に記載したものを提出のこと。

※改姓等により、申請書類において氏名が異なる書類が混在する場合、同一人物であることの確認のため証明書類をご提出いただくことが必要です。旧姓から新姓への変更を証明する公的書類の写し(戸籍謄抄本、運転免許証両面のコピー等)を必ず同封してください。

#### ※1 更新凍結に関して

資格有効期間の5ヵ年間に、日本産科婦人科学会の登録施設において生殖補助医療業務に携わらない休職期間が生じた場合(転職・出産育児休等)、休職期間を資格の凍結期間とし(通算で3ヵ年未満)、生殖補助医療業務に携わった期間が5ヵ年間に達した後、資格の更新ができるものとする。凍結を希望する者は

受付期間終了日までに凍結希望届を提出のこと。ただし勤務先の変更などの正当な理由がある場合、期間内の合計が30日間以内の休職は凍結とみなさないのので、凍結希望届の届出は不要とする。

## ※2 学会参加数に関して

日本受精着床学会が主催するART生涯研修コースへの参加は、学会参加数に数えることができる。

### <資格更新審査>

- (1) 審査期日:審査は原則として年1回とする。
- (2) 審査方法:書類審査 ※2年以上3年未満凍結取得者は講習会受講を必須とする。
- (3) 審査費用:1万円+講習会受講料1万円の計2万円  
\*ただし、申請書類の不備あるいは要件を満たしていないなどの理由により、申請不受理となった場合においても、書類審査料として1万円を申し受けます。

以上、申請に当たっては、一般社団法人日本卵子学会生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士資格制度規程、審査規則、細則をご確認願います。

## 【生殖補助医療臨床実務経験証明書】

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日(西暦) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

所属施設 \_\_\_\_\_

上記の者は、 \_\_\_\_\_ (病院・医院・診療所)において、

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 の間、

(休職期間があれば右記記載: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

生殖補助医療の生殖細胞培養室業務に従事した事を証明する。

署名日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

生殖補助医療実施登録施設名

\_\_\_\_\_

生殖補助医療実施責任者 署名

\_\_\_\_\_ (印)

○年○月○日

○ ○ クリニック  
生殖補助医療の実施登録機関 実施責任者  
○ ○ ○ 殿  
(施設No. )

Sample

公益社団法人日本産科婦人科学会  
理事長 ○ ○ ○ ○

### 学会見解に基づく諸登録の再登録申請受理通知書

貴院より再登録申請のありました

- ◇ 体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録
- ◇ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録
- ◇ 顕微授精に関する登録

につきまして、本会はこれを受理しましたのでご通知いたします。本会の見解を遵守し、下記事項にご留意ください。

なお、この登録承認は日本産科婦人科学会倫理委員会内登録・調査小委員会による、一般不妊臨床医のために平均的と考えられる生殖医療の指針や考え方に基づく施設登録であり、各施設が社会的、倫理的考え方により工夫されるインフォームド・コンセント様式やARTの手段・設備などに保証あるいは制限を加えるものではありません。

したがって、インフォームド・コンセントに記載されたARTの内容や同意事項に関する法的問題が発生した場合、本登録承認が同意書に記載された内容や状況の責任を担保するものではないことを付記いたします。

#### 記

- 1 登録内容のいずれかに変更が生じたときは、すみやかに本会宛変更の届出を提出すること
- 2 本会より実施についての報告を求めた際は、すみやかに応じること

※過去5年以内に発行されたもののコピーを送ること

※所属をしていた先のものも過去5年以内のもののコピーを送ること